

令和7年4月21日

関係者 各位

高知県柔道協会
会長 寛藤 次男
(公印省略)

令和7年度第1回審判更新講習会の開催について(ご案内)

平素より、本県柔道の普及・発展にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、県内の柔道審判技能向上を目的として、標記の講習会を下記により開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日程 令和7年4月27日(全日本ジュニア柔道選手権大会高知県予選終了後)
- 2 会場 高知県立武道館
- 3 対象者 B・Cライセンス保持者
- 4 受講料 1,000円(当日徴収)
- 5 講師 上岡成年(自営業)、弘田恵太(県教委)、豊永輝(県教委)
- 6 申込方法 下記URLもしくはQRコードから
- 7 担当 上岡 成年(連絡先:090-7143-0121)

ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

8 連絡事項

(1) B・Cライセンス保持者は、ライセンス更新要件として毎年審判講習を受講する必要がありますので、必ず受講してください。

(2) 各自、筆記用具を持参してください。

申込み URL

<https://forms.gle/R986DeV9VkCVv4he7>



（審判員資格の有効期間）

第 10 条 S ライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その 2 年後
応当日の直後に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ 2 年の有効期間
を更新することができる。

2 . その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その 1 年後応当日の
直後に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ 1 年の有効期間を
更新することができる。

3 . 審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。

S ライセンス審判員	・ 審判員更新講習会を毎年受講すること ・ 2 年間に 1 度以上試合の審判に携わること
A ~ C ライセンス審判員	・ 審判員更新講習会を毎年受講すること ・ 試合の審判に携わるよう努めること

4 . 更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更
新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要
件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。